# 告示

**○国土交通省告示第八百二十六号**

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。 | 空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。 |
| 空港事務所又は空港出張所の名称 / 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間 | 空港事務所又は空港出張所の名称 / 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間 |
| （略） / （略） | （略） / （略） |
| 広島空港事務所 / 7時30分から22時30分まで | 広島空港事務所 / 7時30分から21時30分まで |
| （略） / （略） | （略） / （略） |
| 松山空港事務所 / 7時から22時まで | 松山空港事務所 / 7時30分から22時まで |
| （略） / （略） | （略） / （略） |

**附　則**

この告示は、平成二十九年十月二十九日から施行する。

**○国土交通省告示第八百二十七号**

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十一号の四及び自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

**第一条**　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （定義） | （定義） |
| **第2条**　（略） | **第2条**　（略） |
| 一～七　（略） | 一～七　（略） |
| 八　「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。 | 八　「協定規則」とは、車両ならびに車両への取り付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。 |
| 九～十九　（略） | 九～十九　（略） |
| 別添34　頭部後傾抑止装置の技術基準 | 別添34　頭部後傾抑止装置の技術基準 |
| 1.　適用範囲 | 1.　適用範囲 |
| この技術基準は、自動車（車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下の自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては、運転者席、これと並列の座席及び自動車の側面に隣接する座席）に備える頭部後傾抑止装置（座席の背もたれ部分（以下、「シートバック」という。）が、本技術基準2.1.に定義する頭部後傾抑止装置として設計されているものを含む。）に適用する。 | この技術基準は、自動車（車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下の自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては、運転者席、これと並列の座席及び自動車の側面に隣接する座席）に備える頭部後傾抑止装置（座席の背もたれ部分（以下、「シートバック」という。）が、本技術基準2.1.に定義する頭部後傾抑止装置として設計されているものを含む。）に適用する。 |